

相続で見落としがちな事例Ⅴ

相 続 財 産

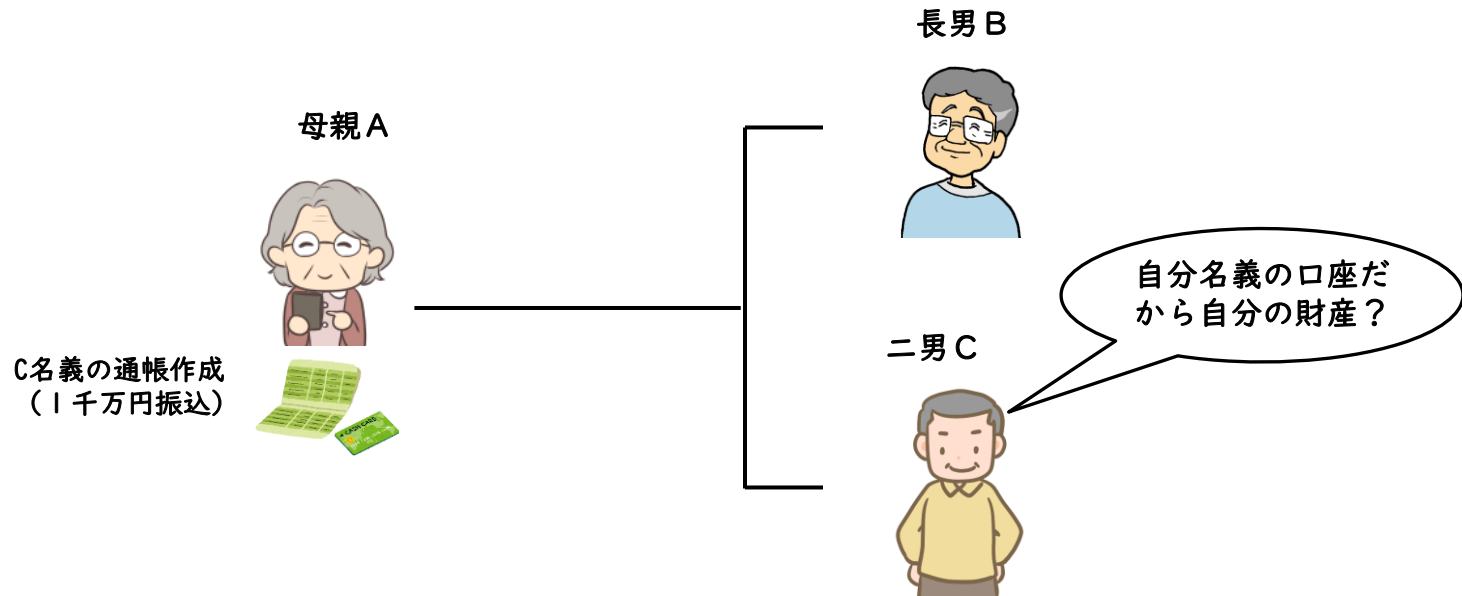
母親が作った子供名義の定期預金

Ⅰ．事例内容

母親のAさんは、満期保険金など1千万円を、二男C名義の口座を作り、入金しました。

母親Aは、二男名義の口座があることを知らせずに母親Aが自分で通帳や印鑑を管理しておりました。

二男は、自分名義の通帳があることは知りませんでした。
この場合、次男名義の預金は、二男Cの財産となるのでしょうか？。



2. 母親Aの財産から子供名義預金口座の作成・振込

相続税がかかるなら、亡くなる前に子供に贈与してしまおうと考える方も多いと思います。

しかし、本件事案のように間違った方法で財産を渡してしまうと「名義預金」や「贈与」と判断され、相続税や贈与税の対象となります。

母親Aが子供名義で預金を作っているとしても、実質的には単に子供の名前を借りて預金口座を作ったに過ぎない場合などは「名義預金」となり、相続財産の対象となり、相続税がかかります。

また、通帳の管理・運用等を子供が行っている場合など一定の条件を満たしている場合は生前贈与とみなされ、贈与税の対象となります。

3. 生前贈与と名義預金

贈与税などがかからないようにするため、初めから子供名義で預金口座を作っておいたとしても、実質そこに預金を入れて管理しているのが親であれば、親の財産として相続財産の対象となり、名義預金と判断されて、相続税の計算をされてしまいます。

しかし、今回の事例のように、二男が通帳、カード、印鑑などを保管し、自由に使えるような状況であれば、名義預金ではなく生前贈与とみなされ、贈与税の計算をされてしまいます。

このように、親の意思に反して、税務署に名義預金や生前贈与とみなされないようにするためには、名義預金を作らないことです。

4. 生前贈与として認められるためには

名義預金と評価されると相続税の対象となり、相続人に負担がかかります。

そのため生前贈与として認められるにするためには以下のような対策が必要です。

- ① 贈与契約書の作成
- ② 通帳や印鑑は名義人の管理下に置く
- ③ 名義人が自由に使えるようしておく
- ④ 年間110万円を超える場合、贈与税の申告をする

5. 名義預金の判断基準

名義預金とは、「実際に運用管理しているのと、預貯金口座の名義人が異なる名義を借りただけの預金」のことです。

例えば贈与税などもかからないようにするため、初めから子供名義で預貯金口座を作っておいたとしても、実質そこに預貯金を入れて管理しているのが親であるならば、親の財産として税金の計算をしてしまいます。

(1) 名義預金と生前贈与の判定

次の3つのポイントに着目して判定をする必要があります。

- ・ 資金源はだれなのか
- ・ 誰が口座を管理しているのか
- ・ 名義人は預金の存在を知っているのか

① 資金源はだれか

資金源が名義人ではなく亡くなった方である場合、名義預金として判定されやすいです。

名義預金の問題は、親子の関係のみならず、配偶者間でも発生します。夫のお金を妻名義口座にお金を入れた場合であっても、名義預金として判断される可能性が高いと思われます。

② 誰が口座を管理しているのか

口座の通帳はだれが管理しているのか、カード印鑑などの保管をしているのは誰なのかも判断基準のポイントとなります。

これらを名義人が全て保管していたのなら名義人が自由に使うことができますので、名義預金ではなく生前贈与と判断されることとなります。

- ③ 名義人は自分名義預金口座があることを知っているか
名義人である子や孫などに渡すつもりであったとしても、
勝手に預金していただければその人物の所有にはなりません。

名義人が贈与契約により、被相続人から財産をもらった
ことを理解していることがポイントです。

(2) 生前贈与として認められるための対策

- ① 贈与契約の作成すること
- ② 通帳や印鑑は名義人の管理下におくこと
- ③ 名義人が預金を自由に使えるようにしておくこと
- ④ (年間110万円を超える場合) 贈与税の申告をすること

6. 名義預金と遺産分割協議

(1) 名義預金は遺産分割の対象となる

この場合に複雑なのが預金の相続手続きです。

二男名義の預金が名義預金に該当し、それを二男が相続したという場合であれば簡単です。名義変更も必要ありません。

① 預金の名義人でない人が相続する場合は注意が必要

例えば、次男名義の預金を長男が相続するケースです。

次男名義の預金を名義預金として相続手続きをする場合、金融機関でもこの次男名義の預金が被相続人の預金であるかどうかを調査するため手続きが煩雑になり、その期間を相当かかることとなります。

このような事にならないように、事前に名義預金を贈与の要件を満たすようにするなど、整理しておく必要があります。

(2) 名義預金に時効はありません

贈与税の時効（正確には除斥期間）は6年です。悪質な場合は7年です。

贈与の事実があった場合には上記の期間で時効が成立しますが、そもそも贈与ではないとされてしまった場合には当然時効もありません。

(3) 子供が先に亡くなった場合の子供名義の預金は相続財産に含めない

子供名義の名義預金は、親の財産に含めるべきものであるからです。

7. 名義預金を申告しないとうなるか

税務署では、相続税がかかる場合、相続人の金融機関の預貯金も調査をしますので、名義預金の存在が判明します。

相続税の税務調査で、名義預金の計上漏れを指摘された場合、過少申告加算税または重加算税が課税される場合があります。

【増差税額に対して、下記税率で課税】

- ① 過少申告加算税
増差税額×10%（15%）
- ② 重加算税
増差税額×35%（40%：無申告の場合）
- ③ 別途延滞税がかかる場合があります

＊詳しくは、別途税理士の先生に確認願います。